

現場実習の手引き

第1.3版

令和7年2月

目次

I 現場実習総論	1
1. 現場実習の手引きの位置づけ	1
2. 現場実習とは	1
3. 現場実習の目的	2
4. 現場実習に関わる各指導者の役割	2
II 承認校との連携・協働	3
1. 専任教員との連携・協働	3
2. 安全管理体制の構築	3
3. 倫理的手続き	4
4. ハラスメント防止	4
III 現場実習前の調整	5
1. 実習要項の作成	5
2. 実習前打ち合わせ	5
3. 実習生への支援	5
IV 指導方法	6
1. 現場実習における学修	6
2. 安全な現場実習環境の整備	6
V 評価方法	7
1. 現場実習評価項目と基準	7
2. 現場実習到達目標に基づく達成度評価	7
3. 評価ツールについて	7

I 現場実習総論

1. 現場実習の手引きの位置づけ

- 1) 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー(以下、JSPO-AT)専門科目カリキュラムの改訂に伴って、旧カリキュラムの実技試験が廃止されるなど、検定試験の実施形態を改訂する。新カリキュラムでは、現場実習が修了したと認められ、実技確認テストに合格した者のみが検定試験を受験する資格を得ることができる。したがって、実践を通じて JSPO-AT のコンピテンシーに関わる知識・技能、思考・態度を統合的に学修する機会としての現場実習の意義は非常に大きい。
- 2) 現場実習は、各免除適応コース承認校(以下、承認校)のカリキュラムの一環として、日本スポーツ協会(以下、JSPO)が定めた教育シラバスの内容および現場実習チェックシートに定められた時間数を基準とするものの、その具体的な内容と方法の詳細は承認校に委ねられるものである。そのため、本現場実習の手引きはあくまで現場実習の基本的な考え方を示すものである。
- 3) 現場実習は、現場実習指導者説明会を修了した専任教員、実習現場の JSPO-AT 現場実習指導者(以下まとめて、現場実習指導者)、コーチ等のスタッフ、プレーヤー、および学修する実習生により成立する学修過程であるため、承認校と実習現場との連携と協働が重要である。本現場実習の手引きは、承認校と実習現場における連携・協働体制の構築と、実習生にとって効果的な現場実習が行われることに資するための指針として位置づけられる。

2. 現場実習とは

- 1) 現場実習は、JSPO-AT の役割にもとづき、スポーツをする人の安全と安心を確保したうえで、プレーヤーのパフォーマンスの回復や向上を支援する場所で行う。
- 2) 現場実習は、以下の内容をそれぞれの時間数以上、合計で 180 時間(実時間数)以上実施することとし、「(6)環境に応じた実習」を除くすべての項目を修得すること。
 - (1) JSPO-AT の役割(10 時間)
 - (2) 安全・健康管理およびスポーツ外傷・障害の予防(40 時間)
 - (3) コンディショニング(50 時間)
 - (4) リコンディショニング(45 時間)
 - (5) 救急対応(35 時間)
 - (6) 環境に応じた実習
- 3) 現場実習は「見学実習」と「総合実習」に分類される。「見学実習」の後、「総合実習」を行うことが望ましい。「総合実習」は「総合実習(経験)」と「総合実習(実践)」に分類され、「総合実習(経験)」の後、「総合実習(実践)」を行うこと。実習内容の定義は以下の通りとする。
 - (1) 「見学実習」: 実習生が現場実習指導者の行う知識・技能、思考・態度の解説を受けながら観察すること。
 - (2) 「総合実習(経験)」: 現場実習指導者の十分な助言および指導のもとに現場実習チェックシートに定められた実習項目を行うこと。実習生が現場実習指導者の行なっている技能を部分的に手伝うことや、手本を示してもらった技能、態度を、助言および指導を受けながら現場実習指導者とともに実践することを含む。
 - (3) 「総合実習(実践)」: 実習生が現場実習指導者の監督の下で、現場実習チェックシートに定められた実習項目を主体的に行うこと。
 - (4) 「見学実習」は 30 時間以上、「総合実習」は 150 時間以上行うものとする。
- 4) 申請できる一日の実習時間および一週あたりの日数は、一日 3 時間以内、週 5 日間までとする。

- 5) 合宿や遠征等長期にわたる現場実習については、一日 6 時間以内で連続して最長 5 日間までとし、年間2回までを原則とする。
- 6) イベント・大会等の帯同における現場実習については、一日 6 時間以内で年間 5 日までを原則とする。
- 7) 現場実習指導者が帯同しない合宿、試合は現場実習として認めない。
- 8) 承認校は、現場実習の実施にあたり、JSPO に対して毎年 6 月末までに当該年度分の「現場実習計画書」を、3 月末までに「現場実習報告書」を提出すること。

3. 現場実習の目的

- 1) 現場実習では、JSPO-AT の役割(コンピテンシー・業務)について学修する機会を提供し、JSPO-AT のコンピテンシーの修得に必要な知識・技能、思考・態度を身につけることを目的とする。
- 2) 現場実習のうち「見学実習」では「JSPO-AT がどのような役割を担い、どのような能力が必要かを説明できる」ことが、「総合実習」では「JSPO-AT の役割に応じた技能を実践できる」ことがその到達目標として定められており、現場実習はこれらを包括的に学修することを目的とする。
- 3) 現場実習では、専門科目として承認校で学修した JSPO-AT の役割を担うために必要な知識・技能、思考・態度の統合を図りつつ、実践へ応用する能力を養うことを目的とする。

4. 現場実習に関わる各指導者の役割

1) 専任教員の役割

実習生の教育に関する責任を有する。実習生が、教場と実習現場での学修内容の関係性を理解し、効率的かつ効果的に JSPO-AT の役割を担うために必要な知識・技能、思考・態度を学修できるように努める。また、実習生と JSPO-AT 現場実習指導者の関係形成を支えることや、実習スケジュール、感染予防対策、事故や災害時の対応等を明示した実習要項を JSPO-AT 現場実習指導者と協働して作成するなど、実習生と JSPO-AT 現場実習指導者が現場実習を円滑に行えるように努める。

2) 現場実習指導者の役割

JSPO-AT の役割を担うために必要な知識・技能、思考・態度を、見学実習や総合実習を通じて実習生が学修できるように指導する。また、実習生とプレーヤーやアントラージュ、実習現場となる施設や管轄する団体・組織等(以下、実習先)との関係形成を支えることや、プロフェッショナルとしての技能、思考・態度を示すことで、JSPO-AT としてのロールモデルとなることも期待される。

3) 現場実習指導者となる基準

当該年度の 4 月 1 日時点で、JSPO-AT 資格が有効で、これまでの JSPO-AT 認定期間が 5 年以上であり、スポーツ現場でのトレーナー活動経験が 3 年以上の者で、別途実施する現場実習指導者説明会を受講し、修了した者であること。ただし、JSPO-AT 資格の有効期限が当該年度 9 月 30 日までの者で更新研修を未受講の場合は、当該年度の現場実習指導者にはなれない。

4) 指導できる実習生の総数

同年度において一人の現場実習指導者が指導できる実習生の総数は以下の通りとする。ただし、見学実習についてはこの限りでない。

- (1) 専任教員(現場実習指導者説明会修了者):36 名以内
- (2) JSPO-AT 現場実習指導者:24 名以内

II 承認校との連携・協働

1. 専任教員との連携・協働

- 1) 専任教員は、現場実習の目的や目標、内容等を熟知し、実習生の準備状況を把握する。現場実習指導者は、実習要項や現場実習チェックシートに基づく現場実習の目的や目標を理解し、実習生のレベルや到達目標に応じた指導を行う。両者が連携し、協働して実習指導を行うことができる体制を構築する。
- 2) 承認校は、実習先や JSPO-AT 現場実習指導者と委託契約を締結し、連携・協働体制の基盤を形成することが望ましい。内容は、①実習期間、②実習生利用可能施設および設備、③指導体制、④安全管理体制(事故や災害発生時の対応、感染予防対策、必要に応じた保険の加入等)、⑤実習に伴う経費等、⑥守秘義務である。
- 3) 専任教員は、JSPO-AT 現場実習指導者との連携促進を図る仕組みを整え、指導体制の確立に向けた打合せや研修等を実施する。
- 4) 専任教員は、JSPO-AT 現場実習指導者の実習における役割を事前に調整して決定し、実習生に対しても周知する。

2. 安全管理体制の構築

1) 感染予防対策

- (1) 承認校は、実習現場の感染予防に関する規定に基づく要請に対し、実習生および現場実習指導者に実施を求めなければならない。
- (2) 専任教員は、実習生に対し、実習開始に先立ち実習先の規定に基づき、あらかじめ予防接種を受けることを推奨することが望ましい。体調に不安がある場合、実習生や現場実習指導者は、実習現場の規定に基づき、実習の参加について調整する。
- (3) 実習生は、自己の健康状態を把握し、日頃から手洗いやうがいを励行すると共に、感染防止に必要な知識・技能、思考・態度を身につける。また、実習中、標準予防策(スタンダードプリコーション)を遵守すると共に、実習施設の感染予防に関する規定に従う。

2) 感染症発症時の対応

- (1) 承認校は、感染症罹患時の連絡と医療機関受診について、フローチャート等で実習要項に明記して、実習生が遵守できるようにすることが望ましい。なお、インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症等、「学校保健安全法施行規則」に規定されている感染症への罹患の可能性があり症状のある実習生は、原則として実習に参加することができない。現場実習指導者は、実習生に対して医療機関を受診して医師の診断を受けること、ならびに診断結果を報告するよう指導する。

3) 事故発生時の対応

- (1) 専任教員は、実習における事故や災害発生時の対応マニュアルを整備し、実習先の規定と擦り合わせを行い、実習生および JSPO-AT 現場実習指導者に周知する。
- (2) 実際に生じた事故を「アクシデント」といい、故意または過失の有無を問わず、実習生が実習中にプレーヤーに損害を与えた場合、実習先やプレーヤーの所有物に損害を与えた場合等の事故が該当する。また、実習中の怪我や実習先への移動経路での事故等も含まれる。アクシデントが発生した場合、実習生は速やかに専任教員と JSPO-AT 現場実習指導者に報告し、現場実習指導者は状況を確認し対処する。
- (3) 現場実習指導者は、実習現場の事故や災害発生時の対応マニュアル等に沿って対応し、必要に応じて実習要項のフローチャートに準拠した対応をすることが望ましい。
- (4) 専任教員および JSPO-AT 現場実習指導者は、実習生が賠償責任を負う場合、保険請求等の手続きを指導する。

- (5) 実際に事故には至らなかったが、重大な事故になっていた可能性がある事態を「インシデント」という。インシデントが発生した場合、実習生はインシデント報告書に記載する等、実習要項等のフローチャートに沿って対応する。インシデントの報告書等は実習生への指導に活かすと共に、承認校が分析した結果を現場実習指導者に報告し事故予防に活用する。
- (6) 実習生は、実習中にプレーヤーに損害を与えた場合や物損障害等に対する保険に加入することが望ましい。また、実習生自身の感染事故、実習中にプレーヤーに感染させた可能性がある場合等に対応できる保険に加入することが望ましい。

3. 倫理的手続き

1) 説明と同意

- (1) 実習生がプレーヤーに実習を行うにあたっては、現場実習指導者がプレーヤーに十分な説明を行い、同意を得ることが望ましい。なお、口頭で同意を得た場合には、その内容を記録として残すことが必要である。
- (2) プレーヤーに対して現場実習を行う最終責任は承認校にあることから、プレーヤーへの説明と同意の確認にあたっては、専任教員と JSPO-AT 現場実習指導者の連名(専任教員が現場実習指導者となる際は専任教員のみ)による説明・同意文書を作成する必要がある。

2) 個人情報保護

- (1) 実習生の記録様式は、プレーヤー等の個人情報(氏名、現住所、勤務先、勤務先住所等個人を特定することができる情報)の記載欄をなくしたものを基本とする。承認校はあらかじめプレーヤー等の情報収集の範囲に関する承認を得ておくことが必要である。後日、調査が必要となる場合に備えて一定期間保管し、保管期間終了後に破棄する等、承認校と現場実習指導者および実習生間で調整する。
- (2) 専任教員は、実習生に個人情報の取り扱いやプレーヤー等のプライバシーに関する教育を行う。

3) 守秘義務

- (1) 専任教員および JSPO-AT 現場実習指導者は、実習生が実習中に知り得た実習先やプレーヤー、アントラージュ等に関する情報を、実習先および当事者等の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないことを実習生に指導すること。
- (2) 専任教員は、実習生が承認校を卒業後も実習中に知り得た実習先やプレーヤー、アントラージュ等に関する情報を、実習先および当事者等の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないことを実習生に指導すること。
- (3) 現場実習指導者は、実習中に知り得た実習生に関する情報を、承認校および実習生の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。

4. ハラスメント防止

1) パワーハラスメント

職場におけるパワーハラスメントとは、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」により、職場において行われる以下の 3 つの要素をすべて満たすものとされている。

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③ 労働者の就業環境が害されること

現場実習指導者は、実習生に対する自分自身や実習先関係者の言動はもちろん、実習生がプレーヤー、アントラージュ等に対して、そのような行為をしないよう、注意や指導をすること。

2) アカデミックハラスメント

大辞林第 3 版によれば、アカデミックハラスメントとは、教育・研究機関における、権力を利用した嫌がらせとされている。

JSPO-AT 現場実習指導者や専任教員は、実習生に対して教育的立場にあることを権力と誤認し、正当な理由なしに「実習を中止にする」や「単位を与えない」などの安易な発言、「現場実習を直接的・間接的に妨害すること」などはアカデミックハラスメントに該当する可能性があるため、十分に注意すること。

3) セクシュアルハラスメント

セクシュアルハラスメントとは、性的な行為や言葉によって、相手に不快感を与えることとされている。

現場実習指導者－実習生間だけでなく、プレーヤー－実習生間でも注意が必要であり、実習を行うにあたっては実施内容について専任教員を含めた関係者相互での同意を得たうえで行うことが重要である。

Ⅲ 現場実習前の調整

1. 実習要項の作成

- 1) 現場実習中に実習生が学修成果を上げることができるよう、専任教員は、JSPO-AT 現場実習指導者と協議の上、実習要項を作成し、実習目的、到達目標、実習スケジュール、実習評価方法、感染予防対策、事故や災害時の対応等を明示することが望ましい。
- 2) 実習生は、実習要項に基づき事前学修を行い、実習中の行動の指針として活用する。
- 3) 専任教員は、実習要項等に基づき実習生と円滑なコミュニケーションを図ると共に、JSPO-AT 現場実習指導者と連携して効果的な実習指導を行う。

2. 実習前打ち合わせ

- 1) 会議の設定と調整内容
 - (1) 専任教員は、事前に JSPO-AT 現場実習指導者に対して現場実習に関わる打合せをすることが望ましい。
 - (2) 共通理解する内容は、①現場実習における専任教員と JSPO-AT 現場実習指導者の役割分担、②実習要項を基に到達目標と実習項目の評価方法と評価基準等、③JSPO-AT 現場実習指導者と専任教員がもつ責任の範囲、④実習プロセスにおける各実習生の学修進度の情報交換の方法、⑤指導方法の方針、⑥特別な配慮が必要な実習生の情報等である。
- 2) 専任教員と JSPO-AT 現場実習指導者の調整
 - (1) 専任教員および JSPO-AT 現場実習指導者は、実習要項に記された到達目標を十分理解して協働すること。現場実習の実施にあたっては、実習生が実習できる内容について、両者間で十分に調整する。
 - (2) 専任教員は、実習生個々の知識・技能、思考・態度や指導上の留意点等について JSPO-AT 現場実習指導者と共有し、実習計画を調整する。

3. 実習生への支援

- 1) 現場実習に参加する実習生の準備(知識・技能、思考・態度)
 - (1) 実習生は、当該実習項目の到達目標を達成するために、実習要項等に基づき自身の体調管理や事前学修などの準備をする。
 - (2) 当該到達目標を確認し、達成するために必要な知識と技能を修得するように努める。
- 2) 専任教員による支援
 - (1) 専任教員は、実習生一人ひとりが当該到達目標を達成するために、個々の実習生の知

識・技能、思考・態度を把握して、実習への取り組みの動機づけを行い、JSPO-AT 現場実習指導者と連携・協働して効果的な指導を提供し、評価する責務を有する。

- (2) 専任教員は、個々の実習生の実習に対する心構え、心身に対する準備を促すために、事前に現場実習オリエンテーションを行い、実習の概要と準備すべき事項を提示する。
- (3) 専任教員は、現場実習を実施するための基本技能について、各実習開始時に個々の実習生の到達度を確認し、実習生が正確で安全な知識や技能をプレーヤーに提供できるように演習を活用して指導する。

3) 現場実習指導者による支援

- (1) 現場実習指導者は、実習生一人ひとりが当該到達目標を達成するために、個々の実習生の知識・技能、思考・態度を把握して、実習への取り組みの動機づけを行い、専任教員と連携・協働して効果的な指導を提供し、評価する責務を有する。

IV 指導方法

1. 現場実習における学修

- 1) 専任教員、JSPO-AT 現場実習指導者および実習生は、現場実習において学修することによって、JSPO-AT のコンピテンシーの修得に必要な知識・技能、思考・態度を身につけ、科学的根拠に基づき実践力を有する人材の育成につながることを理解する。
- 2) 専任教員および JSPO-AT 現場実習指導者は、実習現場におけるプレーヤーの活動や特性を理解し、プレーヤーと適切な関係性を築きながら、個別性を考慮し、かつプレーヤーの意思を尊重して JSPO-AT の役割を担える素養を実習生が身に付けるように指導する。
- 3) 専任教員および JSPO-AT 現場実習指導者は、実習生が現場実習を積み重ねることにより、実習内容について、プレーヤーの視点や倫理的観点からその意味や課題を振り返り、JSPO-AT の役割を創造的に考察できるよう指導し、実習内容の質の向上に向けた自己研鑽ができるように導く。
- 4) 専任教員および JSPO-AT 現場実習指導者は、実習要項における評価項目と基準をもとに、実習生が自身の到達度を認識しながら現場実習での学修を計画的に進められるように促す。
- 5) 専任教員および JSPO-AT 現場実習指導者は、実習要項における評価項目と基準をもとに、実習生の到達度を把握した上で、個々の到達度に適した現場実習を支援する。
- 6) 現場実習指導者は、実習生の到達度に関する評価を実習生が理解できるように（適切な手法を用いて）フィードバックを行い、必要に応じて現場実習指導者自身の技能や態度を通じて実習生が学修を促進できるように努める。
- 7) 専任教員および JSPO-AT 現場実習指導者は、実習生の現場実習の到達度を適切に評価するためにも、実習生に実習内容を適切に記録し、報告、連絡、相談を円滑に行うように指導および支援する。なお、実習生に対して、インシデントまたはアクシデントが発生した場合には専任教員と JSPO-AT 現場実習指導者に速やかに報告し、必要に応じて実習現場の事故対応マニュアルに沿って対応することを徹底させる。

2. 安全な現場実習環境の整備

- 1) 現場実習指導者は、実習開始に際し実習生に実習施設のオリエンテーションを行う。実習生の緊張度が高い事等を十分に理解して、実習に導入する。
- 2) JSPO-AT 現場実習指導者と専任教員は、実習生が有害事象の予防策を計画・実施でき、感染予防対策に対しても対応できるように指導する。
- 3) JSPO-AT 現場実習指導者と専任教員は、実習生からのインシデント・アクシデントの報告があった際は、速やかに実習要項で定める報告書に記載する。実習先より求められた場合は、

当該施設・団体所定の事故報告書等にも記載する。インシデント・アクシデントの報告書などは、分析し今後の教育および事故予防に活用する。

V 評価方法

1. 現場実習評価項目と基準

- 1) 承認校は、事前に作成した実習要項・現場実習チェックシート・実習生が記録した内容(ポートフォリオ)等に基づき、実習生の知識・技能、思考・態度を評価する。
- 2) 現場実習における各実習項目の評価基準は、ルーブリックを基準とする。

2. 現場実習到達目標に基づく達成度評価

- 1) 実習項目ごとに、ルーブリックを基準とし実習到達目標への達成度を評価する。
- 2) 実習生が達成した項目と未達成の項目を確認して、実習期間における到達目標を共有して目標達成を目指す。
- 3) 原則として、評価に関する責任は専任教員が有する。

3. 評価ツールについて

1) ポートフォリオ

ポートフォリオに記載された学修の記録に基づいて、実習生の知識・技能、思考・態度の達成度およびそれらの成長過程を評価することができる。

2) 現場実習チェックシート

チェックシートは、実習生がどのような実習項目にどの程度関与したかという学修段階を確認するためのものである。

(1) チェックシートの確認

現場実習指導者がチェックシートに記入する際は、原則、実習生と共同で行うこと。

(2) チェックシートへの記入

「総合実習(実践)」の項目は、現場実習指導者が、実習生がプレーヤーに指導しているところを必ず観察・指導の上チェックすること。なお、記入については、観察・指導中に限るものではなく、実習後に記入しても構わない。

「見学実習」ならびに「総合実習(経験)」に関しては、現場実習指導者だけでなく、実習生が現場実習指導者と確認しながらチェックすることも可能である。

なお、実習時間について、チェックシートの項目ごとの時間数はあくまで目安であり、特に「総合実習(実践)」は、最低時間をクリアすることが目的ではなく、『実践できること(ルーブリック A 判定)』を確認した上でチェックすること。

実習時間の記入にあたっては、以下の例を参考にすること。

【例1】実習先はサッカーチーム。チームのトレーニングは2時間。ウォームアップを 15分担当した。その後、現場実習指導者とともにグラウンドサイドで活動し、数名の選手に対応した。トレーニング後、リカバリーのサポートを 30 分行った。

➔ 現場実習指導者の裁量で、『コンディショニング』の「ウォームアップ」「リカバリー」「動作に基づいたエクササイズ指導」のいずれかの項目に全ての時間を記入して構わない。あるいは、各項目に時間配分しても構わない。

@「動作に基づいたエクササイズの指導」2時間

あるいは

@「ウォーミングアップ」15分、「リカバリー」30分、「動作に基づいたエクササイズの指導」1時間45分

【例2】トレーニング前の1時間、5名の選手に対してテーピングを実践した。

- ➔ 『安全・健康管理および外傷・障害の予防』の「対象に応じたテーピング」に1時間と記入して構わない。あるいは、『リコンディショニング』の「対象に応じた道具を用いたアプローチ」に1時間と記入しても構わない。

なお、現場実習は計画的に実施することとし、専任教員またはJSPO-AT現場実習指導者が、偶然、実習生のトレーナー活動等に居合わせたとしても、実習時間に加えることはできない。

(3) チェックシートの提出

JSPO-AT専門科目検定試験を受験する場合は、必要事項が記載された現場実習チェックシートを提出しなければ受験資格を得ることができない。

3) ルーブリック

ルーブリックには実習生が学修する項目と評価基準が示されており、実習生は、評価基準を認識し、自身の課題分析、今後の学修計画に活用できる。また、専任教員やJSPO-AT現場実習指導者は、公正な評価や達成度のフィードバックを通じた実習生の学修の促進に活用できる。